

必ずお読みください。

◆予防接種を受けるときの注意

- ・健康状態の良いときに受けましょう。
- ・このお知らせを読んでから、予防接種予診票（指定医療機関にあります）を記入してください。心配なことは医師に相談しましょう。
- ・新型コロナウイルスワクチンを接種をする前後は、13日以上の間隔をあけてください。
（2週間後の同じ曜日以降接種可能です。）

◆ヒトパピローマウイルスワクチンの主な副反応と接種後の注意

- ・主な副反応は、発熱や、局所反応(疼痛、発赤、腫脹)です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後 30 分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。
- ・稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状、じんましん、呼吸困難など)ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病(紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等)、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)等が報告されています。

◆予防接種を受けることができない人

- ・明らかに発熱している人(37.5℃以上)
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ・その日受ける予防接種によって、または予防接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーショック症状を呈したことがあることが明らかな人
- ・その他、かかりつけの医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断した人

◆予防接種を受ける前に、医師とよく相談しなければならない人

- ・心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある人
- ・前に予防接種を受けた時、接種後に発熱、発しん、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
- ・過去にけいれんの既往のある人 ・過去に免疫不全の診断がなされている人
- ・接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

◆予防接種による健康被害救済制度について

- ・定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- ・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ・決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、医薬品副作用被害救済制度に基づく救済を受けることになります。給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師または下記担当へご相談ください。

◆HPVワクチンはすべての子宮頸がんを防ぐものではありません。20歳を過ぎたら定期的に子宮頸がん検診を受けることが大切です。

◆遠野市から転出した場合は、遠野市発行の予診票は使用できません。

母子健康手帳には、これまでの予防接種の履歴が記載されています。今後、進学（特に医療・介護系）、留学（海外渡航）、就職などの際に、予防接種履歴の確認（提出）が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。